

第2次食育推進基本計画の一部改定について

(平成25年度都道府県・政令市都市食育推進主管課長会議資料より)

第2次食育推進基本計画に追加する目標値の考え方

<p>○目標値 学校給食における国産食材を使用する割合：80%以上</p>
<p>○現状値 平成24年度時点 77%</p>
<p>○目標値の設定の考え方 平成24年度、学校給食における国産食材の使用割合は、米飯給食の実施率の増加や多種類の野菜を使用した食品構成などにより、品目ベースで77%に達している。 学校給食における国産食材の使用割合の増加に向けては、今後、生産者や流通加工業者等と連携し、国産食材の安定的な生産・供給、給食として限られた時間の中で提供できる形態への一次加工などの納入体制を整備していく必要がある。 そこで、国産食材の使用率については、年におよそ1%の増加を目標とし、第2次食育推進基本計画の期間においては、3%以上の増加を目標値とする。</p>
<p>○目標値を追加設定する理由 現在、第2次食育推進基本計画において「学校給食における地場産物を使用する割合を30%以上とすること」を目標としている。ここでいう地場産物の活用の定義は、当該都道府県で生産された食材に限定されており、特に大都市を抱える都道府県においては、活用率が芳しくない状況にある。 そもそも、地場産物の活用は、「児童生徒に地域の産業や文化に関心をもたせる」「地域において農業等に従事している方々に対する感謝の念を抱かせる」「顔の見える生産者により供給される食材は、安全性が高いと言われている」などの意義がある。 このため各都道府県では、学校所在地域の産物に加え、「姉妹都市や文化的に結びついた地域を含めた産物の活用」や「国内の産業、文化、食品流通の仕組み等への関心を高めるため国産食材を活用」している例もある。 こうした取組については、我が国の食文化や食料自給率、食料安全保障等への関心を高めることも含め、地場産物や地域経済に対する理解促進に寄与することから、これらの努力についても正当に評価するため、国産食材の使用割合を目標値に追加設定するものである。</p>

第2次食育推進基本計画の一部改定（概要）

- 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定（平成18年度から22年度まで）、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

○第2次計画のポイント

■（コンセプト）「周知」から「実践」へ

■「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○第2次計画の概要（下線部は一部改定部分）

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒《目標値》10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
学校給食における国産の食材を使用する割合の増加 《現状値（一部改定時）》77%⇒《目標値》80%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒《目標値》60%以上
- (6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》70.2%⇒《目標値》80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》37.4%⇒《目標値》90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》40%⇒《目標値》100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加） 4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加） 3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

写

府政共生第 982 号-3

平成 25 年 12 月 26 日

都道府県知事

政令指定都市市長 殿

内閣府政策統括官 公 印
(共生社会政策担当) 省 略

第 2 次食育推進基本計画の一部改定について (通知)

第 2 次食育推進基本計画の一部を別紙のとおり改定したので、通知します。

第2次食育推進基本計画の一部改定

平成25年12月26日

一部改定

改定後	改定前
<p>第2 食育の推進の目標に関する事項</p> <p>2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p>(4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加</p> <p>学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位の地場産物を使用する割合を増加する。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目標としていたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目標とする。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合（食材ベース）について、平成27年度までに80%以上とすることを目標とする。</p>	<p>第2 食育の推進の目標に関する事項</p> <p>2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p>(4) 学校給食に地場産物を使用する割合の増加</p> <p>学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位の地場産物を使用する割合を増加する。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目標としていたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目標とする。</p>

○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）

（関係部分抜粋）

第Ⅱ． 3つのアクションプラン

二． 戦略市場創造プラン

テーマ 4：世界を惹ひきつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

Ⅱ）解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

○農商工連携等による 6 次産業化の推進

<略>

・異業種との連携による地域における消費拡大や学校給食等における利用拡大等の取組とともに、多様な事業者からなる協議会が主体となる「食のモデル地域」を本年中に設け、国産農林水産物の利用拡大に向けた取組を推進する。

<略>

○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日）

（関係部分抜粋）

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

<目標>

<略>

○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2015 年度までに 80%に向上

<略>

<展開する施策>

<略>

② 学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

<略>

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

② 学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

・ 学校給食における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進

・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進

<略>

写

25文科ス第518号
25食産第3763号
平成25年12月26日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省スポーツ・青少年局長

(印影印刷)

農林水産省食料産業局長

第2次食育推進基本計画における学校給食関係の目標値の一部改定等について

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、子供たちに地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることから、食育基本法（平成17年法律第63号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）において、学校給食における地域の農林水産物の利用促進について規定されているところです。

現在、食育基本法に基づく第2次食育推進基本計画（平成23年3月策定）において、学校給食での地場産物の使用割合を平成27年度までに30%以上とする目標を定め、その達成に向けて、御尽力いただいていることに対して関係者の皆様に感謝申し上げます。

これまで学校給食における地場産物の使用割合の向上を目標として取り組んできたところですが、各都道府県において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも、学校給食に地場産物を使用する上述の目的に鑑みれば有効であることから、平成25年12月26日に食育推進会議において、第2次食育推進基本計画が一部改定され、平成24年度において全国平均77%となっている学校給食における国産の食材を使用する割合（食材ベース）について、

平成 27 年度までに 80 %以上とする新たな目標が追加されました。(別紙「新旧対照表」参照)

また、平成 25 年 12 月 10 日に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいても同様の目標が掲げられたところです。

このため、文部科学省及び農林水産省においては、この目標の実現に向け、両省が連携して、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築を推進するとともに、栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進することとしています。

つきましては、貴職におかれましては、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び所管の学校法人等に対して、また、国立大学法人におかれましては、附属学校に対してこの第 2 次食育推進基本計画の改定内容等の周知及び学校給食における地域の農林水産物の利用促進につきまして助言・指導をお願いします。

また、第 2 次食育推進基本計画の目標に向け、貴都道府県内の教育委員会や農林水産担当部局等の関係機関が連携し、地域の実情に応じて学校給食における地域の農林水産物の利用を一層促進していただきますよう御協力をお願いします。

(担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課調査係(小林・奈良輪)
電話：03-6734-2095(直通)
03-5253-4111(内線2095)
FAX：03-6734-3794

(担当)

農林水産省食料産業局
産業連携課産業連携調整班(小田上・吉田)
電話：03-6744-1779(直通)
03-3502-8111(内線4303)
FAX：03-6738-6475

第2次食育推進基本計画の一部改定

平成25年12月26日

一部改定

改定後	改定前
<p>第2 食育の推進の目標に関する事項</p> <p>2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p>(4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加</p> <p>学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材ベース)について、平成22年度までに30%以上とするが、目標を達成しないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合(食材ベース)について、平成27年度までに80%以上とすることを目指す。</p>	<p>第2 食育の推進の目標に関する事項</p> <p>2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p>(4) 学校給食に地場産物を使用する割合の増加</p> <p>学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材ベース)について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。</p>

スーパー食育スクール事業

(新規)

26年度予定額：200,689千円

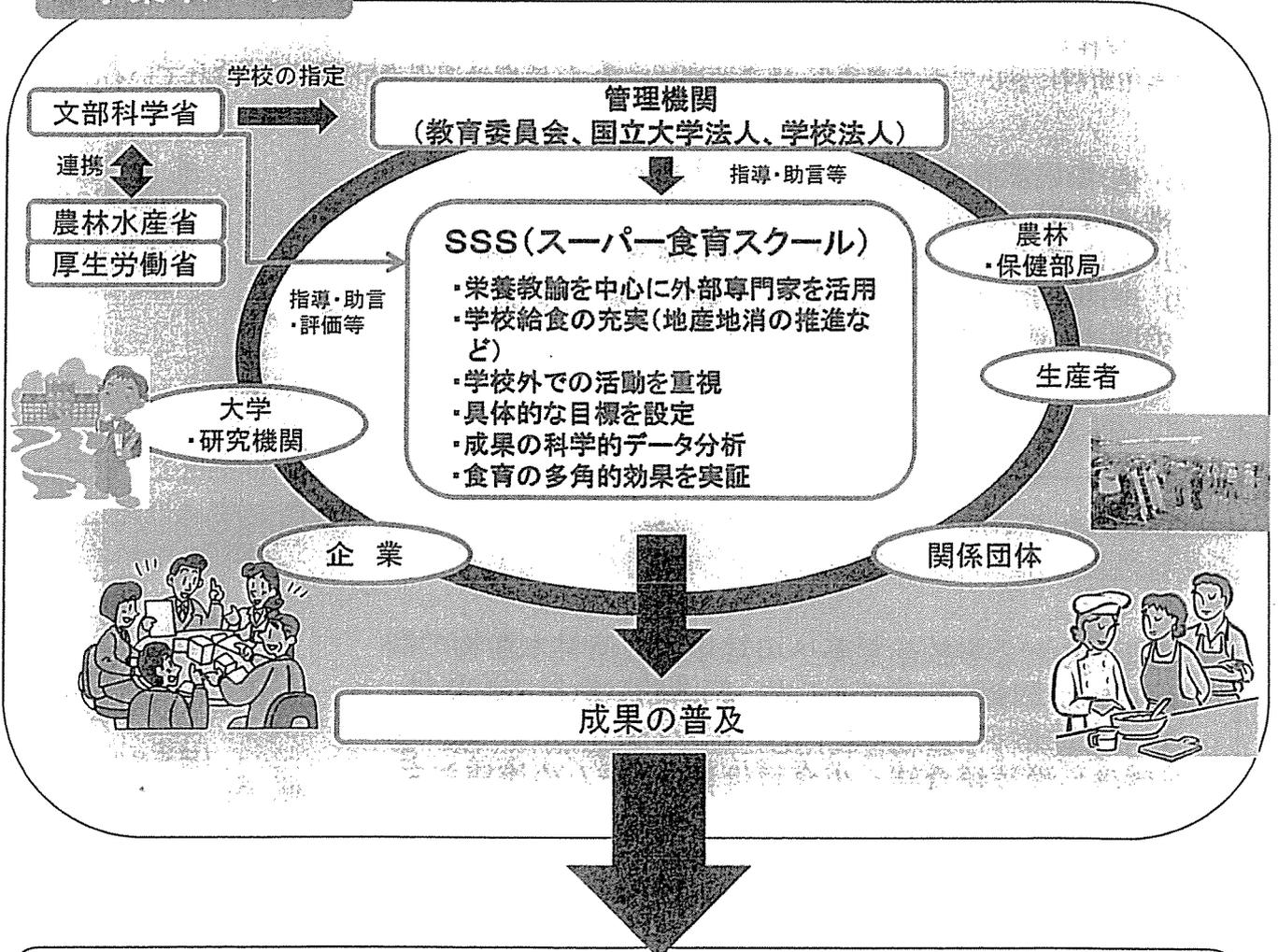
現状

- ① 栄養教諭の配置は都道府県により差がある。
- ② 食育の指導体制に地域で差がある。
- ③ 食育に取り組んだ成果を科学的に検証する必要が有る。

事業概要

栄養教諭を中心に外部専門家等を活用しながら、予め具体的な目標を設定した上で、大学、企業、行政機関（農林、保健部局）、生産者等と連携し、児童・生徒の食育を通じた学力向上、健康増進、産地消の推進、食文化理解、国際交流など、食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、食育の一層の充実を図る。

事業イメージ



- ・食事の重要性を理解
- ・生活習慣を改善
- ・食品を選択する能力を習得
- ・食に対する感謝の心を醸成
- ・社会性を習得
- ・給食の充実
- ・食文化への理解を深める

学校給食地場食材利用拡大モデル事業

(新規)

平成26年度予定額：1,518百万円の内数

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援

1. 地域推進事業

市町村、学校、農林漁業者、食品関連事業者等が連携し、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を行う際に必要な経費を定額助成

〔補助率：定額
事業実施主体：市町村、民間団体等〕

《補助要件》

該当市町村において六次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画が策定されていること

- ① 地場産農林水産物の生産・供給体制構築に向けた推進会議の開催、調査・検討
- ② 関係者の相互理解を図るための研修会やほ場見学
- ③ 地場産農林水産物を活用した新たな献立や加工品の開発・導入実証



(推進会議の開催)



(献立の導入・実証)

2. 全国推進事業

全国における学校給食等への地場産農産林水産物の利用拡大の取組を支援するため、先進的な優良活動事例や地場産農林水産物を利用した献立などの情報収集・普及啓発や学校給食等への食材供給システムの構築を支援する専門人材の派遣等を実施



(研修会の開催)



(専門人材の派遣)

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

地場産農林水産物の利用拡大を通じた食育の推進、地域の食文化の継承や国産農林水産物の利用拡大

第2次食育推進基本計画における目標値の達成状況について

1 学校給食における地場産物の活用状況（平成24年度）

全国平均 25.1%（目標数値 30%）

30%超	北海道、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (24道県)
20%～30%	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、山口県、福岡県、 (17県)
20%未満	福島県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、沖縄県 (6都府県)

調査対象：完全給食を実施する公立小・中学校のうち、約500校をサンプリング調査
調査項目：学校給食に使用した食品数のうち地場産食品数の割合

2 学校給食における国産食品の活用状況（平成24年度）

全国平均 76.8%（目標数値 80%）

80%超	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、高知県 (18道県)
70%～80%	青森県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県 (24都府県)
70%未満	栃木県、徳島県、福岡県、長崎県、宮崎県 (5県)

調査対象：完全給食を実施する公立小・中学校のうち、約500校をサンプリング調査
調査項目：学校給食に使用した食品数のうち国産食品数の割合

日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討の方向性

